

經濟論叢

第170卷 第4号

法と統治の科学の進歩	田 中 秀 夫	1
韓国財閥とコーポレート・ガバナンス	山 根 眞 一	15
複合リアル・オプション	芝 田 隆 志	36
第一次大戦以前における東京電気の 技術開発と特許管理	西 村 成 弘	52
リスク回避, 契約からの 退出コストと資産選択 (1)	陳 力 陽	72

学 会 記 事

平成14年10月

京 都 大 學 經 濟 學 會

法と統治の科学の進歩

——ジョン・ミラーの経済思想(5)——

田 中 秀 夫

はじめに

ミラーの画期的な大著『英国統治史論』第4巻の第7章は「法と統治に関する科学の進歩」と題する50ページ足らずの論考であるが、その内容は自然法学の歴史や、統治の原理の考察を含む、きわめて興味深いものとなっている。

権威の原理と功利の原理を論じた後半部分のエッセンスについては、すでに論じたことがあるので、ここでは前半を中心に、ミラーの議論を追跡し、その特徴と意義について考察してみたい。副題に経済思想を掲げるのは、奇妙にみえるかもしれないが、ミラーは経済発展との関連で法の発展を分析するという視角を一貫して維持しており、ここでもミラーの経済思想を検出できるからである。ミラーはまず次のように、商業の発展が正義の徳を助成し、それが法学の発展を導くという分析を提出する。しかし、この分析を唯物史観の先駆と決めつけないことが、肝要である。

「商業と文明の発展が厳密な正義の徳を促進するのに寄与するにつれて、その発展は、当然のことながら、人類に法の科学を育くみ改善したいという思いを抱かせる。注意と経験によって、また感情の漸次的洗練によって、人々は善悪の問題においてより優れた判別をするようになり、個人間の要求や争いを解決するうえで、また社会の平利を侵犯する様々な犯罪に対してそれ相応の処罰を行ううえで、より熟達した技量を獲得するようになる。」(p. 266)²⁾

1) 田中 [1997]。

2) 以下での引用は Millar [1803] Vol. 4 からであり、ページ数だけを括弧で示す。

正義と他の徳はどう違うのか。ミラーは、スミスの主張を踏襲して、正義はある程度正確な一般的規則に還元できる。それに対して、他の徳はより不確実で変わり易く、それぞれの事情の複雑な概観から決まるほかになく、したがって、それぞれの場合に、趣味と感情に従属するに違いない、と説明する。ミラーによれば、正義の要求は次のような明快なものである。隣人を、身柄、財産、評判において、傷つけてはいけぬ。借金を支払わなければならない。契約によって労務を期待する理由を他人に与えた場合の労務を遂行しなければならない。こうしたことで侵害を行ったら、適切な賠償をしなければならない。このような行為の遂行は「消極的な徳」である。この消極的な徳によって示唆される義務の範囲は、明確に線引きができ、境界を明確にすることができる。したがって、正義は計算問題に似ている、とミラーは言う。法の世界は一般的規則によって定められた世界であり、ある程度は計算合理性の世界であるという分析がミラーの見解であるが、このような法理解は、ホッブズ以来の近代法学＝合理主義法学が追求してきた理解の延長線上にあると言いうるのであろう。

正義とは異なる他の徳、とりわけ「隣人の積極的な幸福を促進する」ようにさせる徳は、多様な姿をとりうるし、繊細な性質のものである。したがって、「最も完全な友情、慈愛心、感謝、あるいはその他の仁愛の感情と一致する正確な行動が何であるかは、しばしば難問である。」(p. 268)

ミラーによれば、人類はいつの時代にも道徳に常に注意を払い、尊敬、愛情、信頼をもてる徳を、実践を通して推奨してきたけれども、徳の知識を要約し、整った体系にすることはわずかな進歩しかしていない。哲学者ができたことは、主要な徳と悪徳を描写し、それらの多様な結合を個人の性格に示すことに過ぎず、同時に人間本性の状態から徳を賛美し愛し、悪徳を憎み嫌うようになる見解を出すことに過ぎない。

このように述べているミラーが出会っている問題は、このような倫理学の遅れはなぜもたらされたのであろうか。それは倫理学という学問の本質的な特性

であろうかという疑問である³⁾。このような疑問をおそらく抱きながら、ミラーは、倫理学の歴史に入っていく。

I 徳の学問、すなわち倫理学の歴史

ミラーは倫理学の歴史⁴⁾を、細かく区分すれば、六段階に分け、その漸次的発展を析出しているように思われる。六段階に整理したのは、筆者であるが、ミラーの論旨を改変したわけではない。以下、まずミラーの議論の忠実な再現を行おう。

第一に、無知で単純な国民のなかに生まれた最初のモラリストは、経験を欠く者の利益のために、悪徳への誘惑、情念の不規則な影響から身を守るように「一般的な忠告」を与えることで満足していた。

第二に、子供の幸福を望む親、長い人生の経過のなかで人事の盛衰を眺めた賢慮の人は、経験の所産を伝え、人間が特に陥りやすい誤謬と軽率さを矯正する考察と戒めを教え込もうとした。こうして多数の「格言」が生まれ、すべての国民に伝えられた。ミラーによれば、ソロモンの諺、アグール (Agur) の言葉、シラー (Sirah) の息子の知恵、ヘシオドスの著作の一部、ギリシャの賢人の言葉などはそうした類似のものである。

第三に、その後の著者は考察と戒めを事実または仮構の歴史的出来事によって説明し、強めようとし、またその真実を寓意表現によって描写しようとした。ミラーは、例として聖書の寓話、ピルベイの名で知られている寓話やイソップ物語をあげる。知識が普及して、こうした初期の考察が教訓とならなくなってからも、「寓話や教訓話」は人間の愚行や弱点を表現できる繊細な語りとして天才的な作家の好みの表現法であり続けた。

第四に、人間がその行動のいくつかの部門を詳細に考察するようになったと

3) 倫理学の停滞という認識は、ミラーのみならず、多くの思想家の認識であった。

4) ミラーは法学講義でも、法学を論じるに先立って倫理学を論じており (田中 [1999] 410-419 ページを参照)、これは多かれ少なかれハチスン、スミスの道徳哲学講義についても妥当することであるが、自然法思想の伝統を継承する学問展開の手法であった。

き、より関連性のある見解と広範囲の推論をするように次第になって行った。主要な徳と悪徳を数え上げ整序し、それらの動機となった様々な感情や情念に従って、あるいはそれらが向かった目的にしたがって、分類するようになった。「主要四徳」⁵⁾ (four cardinal virtues) と呼ばれる有名な区分は、ギリシャ、ローマの著者から伝えられたが、元はピタゴラスが東洋からもたらしたと言われており、きわめて古いとともに成功した試みだと思われる。

第五に、このような徳の整序と分類はそれぞれの徳の特殊性に関する研究と論議を必然的に引き起こし、とりわけ徳を悪徳から区別する事情の検討を促した。こうして「徳はどこにあるのか」という問いが生れたのである。

「徳と悪徳の大きな区別は、傍観者にそれらがかきたてる異なる感情にあり、また幸福あるいは不幸を人類にもたらすそれらの正反対の傾向にある。」(p. 272) 徳には生来の美と卓越があり、それは、誰もが感じ認めるものであり、それについての直接の思索から、その帰結を考慮せずに、快と満足が得られる真の源泉であり、それが見つかる人に仁愛の様々な変形をとまなう普遍的な愛と尊敬を確保するものである。悪徳の自然の醜さ、悪徳に抱かれる嫌悪、悪徳がかきたてる軽蔑と憎悪と憤慨は、同じく著しい。こうした感情が人間精神に存在することは明らかであるが、それがそのような目的のためだけを自然が意図した単純で本源的な感情なのか、それとも異なる見解や推論からかきたてられるのか、したがって説明と分析が可能なのかどうかは、多くの哲学的論究——形而上的知識の愛好者にはきわめて興味深い、しかし実践道徳にはほとんど、あるいはまったく重要でない論究——の主題であった。

行為者か他者に幸福をもたらす有徳な行為の傾向、および悪徳の反対の傾向は、後者より前者の選好を生み出す上で、いっそう重要と思われる。この観点では、ある人自身の善を増す有徳な行為は、その行為者の幸福をみて「観察者」に喜びを抱かせる仁愛の感情からして、「観察者」にも快適である。一方、

5) Justice, prudence, temperance, fortitude. キリスト教ではさらに hope, faith, charity を加えて七徳とした。

他人の善を促進する行為は、観察者の利己的な感情を満足させ、その行為の有益な影響圏に自分もいると思うすべての人からある種の感謝を引き出す。したがって、「人が普遍的に、利己的な徳 (selfish virtues) 以上に利他的な徳 (benevolent virtues) を遥かに賞賛する」(p. 274) のは驚くに値しないし、「幾人かの著名な哲学者が、利己的な徳を、道徳的是認の適切な対象ではない、有益な性質に照らしてのみ考察してきた」(ibid.) のも驚く必要がない。

ミラーが利己的な徳という概念を出しているのは、重要に思われるが、ミラーは、ここで利己的な徳という概念を掘り下げるのではなく、当然かもしれないが、利他的な徳について詳論している。ミラーが不問にしている利己的な徳とは何であろうか。自分の幸福を増大させる自分の徳という意味であろうから、確かに、利己的な徳というものはありうるであろう。貧しい労働者が自らを豊かにするために勤労に励むのは、利己的な徳であろう。しかし、その結果、彼が豊かになって、税金を納めれば、公共に貢献するわけであるから、間接的、あるいは潜在的には、勤労は利他的な徳でありうるであろう。しかし、ミラーはこのような考察を行っているわけではない⁶⁾。ミラーが詳論しているのは利他的行為である。

ミラーは論じる。利他的な行為をする人は恩人 (benefactor) と見える。私たちは自分が彼の恩恵の対象となっていると思うと、それ相応のお返し (a suitable return of good offices) をしたいと感じる。私たちは、彼は私たちの善意に値するとみなすし、彼は報奨に値するという考えをもつようになるのである。

第六に、「すべての徳の有益な傾向の考察から、哲学者は人類の最高善あるいは至福と、それが生み出される事情、すなわちそれは徳によってのみもたらされるのか、それとも快樂と呼ばれているものによってか、あるいは両者の結

6) よく知られているように、スミスは『道徳感情論』で、自らの境遇をよくしたいという動機から勤労に励む中下層階級では富への道と徳への道が一致していると主張した (Smith [TMS] I. iii. 3. 5, Glasgow ed. p. 63 邦訳96-97ページ) が、これは利己的徳の推奨と言えるであろう。

合と共同から生み出されるのか、についてのより一般的な究明に導かれた。」
(pp. 274-275)

「道徳の一般的な科学」の開拓は主にこのような歩みで発展したように思われる。このような道徳の一般的な科学は、心の最高に高貴で最上の感情を目覚めさせるのに適切な見解と考慮を示すにあたって大いに有益であった。しかし、それはまたしばしば行為の規制にとって、何ら特殊な知識も、正確な目標も示さない曖昧な考察、ないし思弁的な探究で終わっている。

II 厳密な正義

それに対して、厳密な正義は、はるかに詳細で正確な個々の分析をもたらしてきた。頻繁な交際をする個人は、多くの場合、利害の対立を経験する傾向があるし、もし相互に独立しているなら、権利問題で多数の争いが起るに違いないが、社会の幼年期には決闘によるか裁定者に委ねる以外に友好的に対立を調停する方法がない。後者による調停は両当事者に期待を抱かせるし、抗争を防止することによって、当事者の味方にも、社会の良き秩序と平穩の支持者にも歓迎されるにちがいないし、人々が性質上より好戦的でなくなり、慎慮と分別に従うようになるにつれて、次第にいつそう採用されるようになる。

裁定者に選ばれやすいのは、知恵と廉潔で名声をもち、両派から信頼される人や、高い地位と優越した影響力によって決定に重みを与えることができる人物である。まずまずの適宜性で行為するとすれば、彼らが同じ職務を長く遂行すればするほど、彼らの意見にはらわれる尊敬は大きくなり、彼らを尊敬して彼らに服従する気持ちはいつそう慣習的になる。自らの宣告を実効あらしめようとする彼ら自身の努力は、便宜の考慮から、「社会の一般の声」に支持される。終には、服従を強制する際に彼らを支援する軍事力の譲渡によって、彼らは当事者との関連から独立した司法権を与えられ、こうして、かれらは「事物の自然の成り行き」で正規の恒久的な裁定者に転化する。

「道徳が未開拓な状態において、経験と観察に長けた人々が流布する忠告と

慎慮の戒めに対応するのは、法の科学の基礎を構成する裁定者と裁判官の決定である。」(p. 277) 個人の様々な争いから、また首尾よき裁定され執行された様々な訴訟から、一連の正義の規則が形成されるが、それは漸次増加し、社会のなかの人間の異なる境遇と関係にしたがって漸次拡大し、多様になる。

人類の間の抗争は無数にあるが、似た争いも多く、それらは同じように解決される傾向がある。多数の事件が同じ根拠で裁定されたとき、一般的規則が生れ、それは習慣と類推の影響から拡大される。「この手続きはすべての人類に生来の性質に起因するのだけれども、その効用によって疑いも無く推奨され強固にされる。」(p. 278) 法の規則の優れた効能は、誰にも自らの行為を単純化することを可能にするとともに、自分が保つべき行為の方向を確認することを可能にすること、また裁判官の偏向をチェックすることによって、裁判官は普遍的に知られ、判別容易な踏み均された道から外れることを恥じ、恐れるようにすることである。しかし、正義の利益は無限というわけではない。多数の事件が一致する大枠で括られて裁定される時、異なる細かな事情は無視される。したがって、判決が不正を生み出す場合がある。法の行き過ぎがこれである。したがって、一般法の規則性と确实さの利益を優先したうえで、個々の場合に個人に降りかかる苦難を避けるための、特定の事情において衡平であることを考慮した例外を設けることが必要である。

衡平法の介入は、最初は法原則からの異常な乖離と思われる。しかし、その介入が類似の状況で繰り返されたとき、周知の慣習的なものとなる。そのうち共通の原理に依存するものは、同じ部類に分類される。このようにして、次々と起る訴訟と裁判官の継続的経験、観察から法の科学が社会に生れ、正規の体系に発展する。個々の判決が一般的規則の基礎となり、それは後に特定の例外によって制限される。こうした例外はまた一般化され、異なる分類に分けられ、将来さらに限定される。少数の幹から多様な枝が生れ、枝からさらに分枝が生れる。漸次、小さくなり、多数となる。無限の分割と再分割によって分かれ、規則的に調整された多数の多様な部分となる。したがってそのすべての関係が

一望のもとに把握できる。

しかし、正義の規則は世界の実業から生れ、裁判官の実際の判決によって導入されるけれども、「その大きな効用は思索的な理論家の注意をひき、それらを批評と哲学的論議の主題似する傾向がある。」(p. 281) 一国の実際の法体系は、様々な原因から、多くの点で、思索的精神が自ずから思い描く完全という規準から乖離している。したがって、その誤謬と不完全さを発見し、その特有の利益を示すことが、才能と考察に優れた人間には快い仕事となる。このような研究から人類の知識は広がり、偏見は矯正され、有益な改善が示唆されるのである。

一国の法体系について考察する場合は、他の体系と比較して、それぞれの利点と欠点を調べ、対照し、異なる規制の本性と傾向を解明するのが、自然である。こうした比較から哲学者は終には、欠陥のない、絶対的な完成という観念に対応する法体系を展開するということを思い付いた。それはギリシャ、ローマの著者たちが想像できなかったように思われる「高貴な思想」であり、近代ヨーロッパの哲学の主要な改善の一つとみなされてよいだろう。「こうして法学の体系が生じたのであるが、それは文芸復興の後に多数が生れ、グロティウスと他の思索的法律家によって異なった形の、様々な正確さの装いを与えられた。」(pp. 282-283)

しかし、ミラーは、法体系を構築する実際の遂行、実践はその試みの価値に達しなかったと言う。個々の制度の不完全さから抽象した正義の規則を述べると法学者は公言するのであるが、実際には、大多数は、各論において古代ローマの体系に暗黙のうちに従っている。ミラーによれば、ローマ法は正当に評価され名声を得てきたにもかかわらず、実際には多くの学説が間違っており、その原理原則のいくつかは狭隘で偏狭である⁷⁾。

7) このように述べているミラーであるが、ここでのミラーの意図はローマ法を批判的に扱うべきであるということである。ミラーはローマ法の研究が法の改善に大きな意義をもったことを『英国統治史論』で力説している(田中[1999]260-264ページを参照)し、また講義でもローマ法を頻繁に取り上げた(田中[1999]393-398ページを参照)ことを付言しておく。

法の著者の大多数にはさらに重大な欠点がある。それは彼らが「厳密な法とたんなる道徳」との境界を明確にしていないことである。「彼らは、善良な人間が感情の最高の適宜性と良心のためらいからなそうと思うことを、廉直な判事が彼に遂行させようとする以上、考慮し、そのために適切に正義と呼ばれることがら（それはわたしたちが隣人を侵害することを回避するように要求する）と慈愛あるいは仁愛、それは隣人の実際の幸福を増加するようにわたしたちに促す、とを頻繁に混同するようになったのである。」(pp. 283-284)

法学体系を展開する試みは、従来ある程度は正確に繰り返されてきたのであるが、異なる国の法に多様な対立する不完全さを生み出した事情、そして実際の体系に容易に想像できるような改善を阻んできた事情の研究を示唆することによって、終に、新しい思索を生み出した。「とりわけ、高等法院長モンテスキュー、ケイムズ卿、スミス博士による、この研究の遂行において、思索的法律家の注意は市民社会の最初の形成とその後の発展、技芸と学問の興隆、漸次的発展、および開拓、すべての異なる変化・修正を含む財産の獲得と拡大、こうした財産と他の政治的原因が結合して、国民の生活習慣、制度、法に与える影響の研究に向けられてきた。」(p. 284)

ミラーがモンテスキュー、ケイムズ、スミスを新しい社会の学問——新しいパラダイム——の形成者として捉えていることは重要である。現代の思想史研究ではモンテスキューとケイムズ、スミスの間に、共時的理論から通時的理論への転換、文明論から文明史論への転換——生活様式の四段階論はその基礎的な一環である——を見るのが、一般的であり、ミラーにはそのような区別はみられないが、しかし、現代の思想史家と同じく、ミラーもまたモンテスキューとそれ以前の社会理論の差異を経験的社会理論と自然法的（社会契約）理論の差異として明確に把握している側面もある⁸⁾。次の文章は、こうしたミラーの

8) 統治論講義でミラーはより広範に文明史としての法と統治の学問の発展を視野に入れた説明をしている。統治＝公法の研究にあたって直接参照すべき二系列の著者があるが、第一は歴史の著者で、第二は統治の科学の著者である。

前者は統治の科学の適用対象となる事実をもたらすが、物語より「習慣、生活様式、およびノ

自覚を典型的に示している。

「法制度の自然史をこのように跡付けることにおいて、わたしたちはそれらが異なる時代、異なる国において帯びる、異なった様相を説明し、それらの改善を遅らせたり、促進したりしてきた状況の特殊性を発見し、同時に、そのような多様な、外見的には矛盾する作用を生み出す内的原理の規則性に関する満足の証拠を獲得することができよう。」(p. 285)

ミラーによれば、法体系はどの国でも団体、政治体と考えられた国家の権力を規制する部分と、その成員の行為を規制する部分に分かれる。前者は統治の法、後者は構成員の法である。前者は公法、後者は私法と呼ばれてよい⁹⁾。

統治の権限には裁判官の任命、対外的防衛と国内平和を確保するための軍隊の設立、非常事態が必要とするような規制が属する。したがって私法はその政府の性質に完全に従属することは明らかであって、私法の卓越と欠陥は、政府の長所と欠点に対応する。

「異なる公共制度の起源と進歩、および人類の諸事情や社会の改善の差異に由来するそうした公共制度の発生と多様な変化の仕方は、このため、ひじょうに大きな興味を抱く対象であり、それは法の自然史の重要で指導的な思索をも

法の観察」を重視した類型が重要である。ミラーによれば古代人ではポリビオスとタキツスであるが、近代人によってより盛んに追求されており、ヴォルテール、ロバートソン、ヒュームたちの歴史は物語=趣筋から多数の細目を切り離し、細目を異なる事柄に分割することによって、例えば「出来事」、「市民政府」、「宗教的統治」、「商業と手工業」、「学問と技芸」、「生活様式、習慣および私法」という具合に分割することによって、「歴史叙述のより科学的方法を生み出した」。ミラーは、さらにブリストリとヘンリをあげ、「この方法は歴史を単なる論文のシリーズにする」と述べている (Millar [MS. Gen. 289-291] p. 3, 5)。

後者は「われわれの国にもっとも多い」として、ミラーはこう述べている。「もっとも早期の政治的著者は統治の一般的原理の検討に携わった。テンブル、シドニー、ロック。最近ではこの主題はヒューム氏によって検討された。ある著者は同じく異なる統治形態の影響をとくに考察した——ハリントン。統治の自然史を跡づけること、そして異なる政治体制を生み出した事情に注目する事が、最近研究主題となった——『法の精神』、『国富論』(ibid, p. 9)。このようにミラーが多様な政治・法思想家や歴史家を視野に入れて、近代の社会の学問のダイナミックな変化に注目していたことは、にもかかわらず経済学という学問の独立の認識はもたないままであったことは、特徴的であり、印象的である。

9) 講義ノートでミラーは「公法は私法より単純であると同時に理解しやすい」と述べている。「一国の統治の概要は、自由教育を受けた誰によっても容易に理解されるであろう。しかし、私的権利の体系は労の多い職業の注意が必要なのである。」(Millar [MS. Gen. 289-291] p. 3)

たらずのである。」(p. 286)

以上のような議論を行ったミラーは、統治の原理の説明に移り、スミス譲りの「権威の原理」と「功利の原理」を論じ、社会が発展するにつれて、前者から後者へと比重の移動が見られるが、しかし前者が不要になるということはなく、どちらも統治の原理としては有用な役割をもっているという興味深い分析を展開する。

この部分については、冒頭で述べたように、すでに論じたことがあるので、ここではごく簡単にみることにする。

III 権威の原理と功利の原理

権威の原理と功利の原理という問題は、戦後の社会思想史研究においては、内田義彦が名著『経済学の生誕』（1953年）において、スミスによるウィッグとトーリの両面批判という設定から光をあて、有名になった問題である。スミスはウィッグの原始契約説とトーリの受動的服従論¹⁰⁾をともに批判したことは確かであるが、内田義彦が言うように、トーリの権威の原理とウィッグの功利の原理をともに批判したと理解するのは、いささか短絡的な理解であった。この理解につとに疑問を提出したのは水田洋であったが、水田も疑問だと言うだけで、スミスの議論を内在的に吟味して、疑問の内実を明らかにしなかった。したがって、この論点は、長く不透明なままで、わかったようなわからないような問題として推移してきたのであるが、しかし、スミスの法学講義の議論をよく検討すれば、スミスの主張は権威の原理とその極端な帰結としての受動的服従論を区別するとともに、功利の原理とこれまた極端な考えである原始契約説を区別する¹¹⁾ものであって、受動的服従論と原始契約説を退け、そうするこ

10) 周知のように、トーリの受動的服従論は、既成の政治的権威への無条件の服従を要求するものであるから、事実上は絶対的服従に等しいものであった。

11) 原始契約説が功利の原理とその精神においても、発想においても、深い関連があることは否定できないであろう。しかし両者は同じではないし、社会思想の歴史的展開は前者を否定して後者へと進んでいった。

とによって権威の原理と功利の原理を統治にとって不可欠な原理として積極的に基礎づけるものであったことが、判明する¹²⁾。

スミスにおいて明確な形をとったこの両原理についての議論は、より未成熟な形で、ヒュームに存在するものであった。そしてヒュームが権威と功利を問題にしたことには、ホップズ、ロック以来の社会契約説と国家のもつ権威をめぐる激しい論争が背景、あるいは思想的前提として存在していたことは改めて述べるまでもないであろう。しかも、ヒュームの場合は、『人間本性論』(1739-40年)に早くも展開をみたその政治論において忠誠の原理を公共の利益を促進する政府という効用原理に根拠づけた¹³⁾。そうすることに現実性を見いだしていたヒュームは、血統ないし伝統を正統性原理として掲げる古いタイプの忠誠論に立脚したジャコバイトはもはや公論と民心を左右できるような力を失ったという判断をしていたのであった。しかしながら、ジャコバイトはヒュームの診断の裏をかいて、強固な勢力を結集して1745年の反乱を再び引き起こし、ハノーヴァー統治体制を揺るがしたのであった。こうして1740年代後半のヒュームの思想的格闘は、改めてジャコバイト主義の克服を焦点とするものとなった¹⁴⁾。

スコットランド国民の心情的愛着がハノーヴァー家などにはなく、ステュアート家に、とりわけ若僧王プリンス・チャーリーにあったのはごく自然なことであるし、ながく独立国としてスコットランドが存在してきたという誇りの意識は、合邦もハノーヴァー王位継承も退ける分離主義に親近的であろう。そのような独立の意識にはせいぜいイングランドとの連邦的合邦が許容限度であった。そのような国民的伝統にまつわる多様な国民感情がジャコバイト主義に合

12) その詳細な説明はわたしの田中〔1997〕を参照されたい。

13) ヒュームは名誉革命を半世紀の既成事実の立場から正当化したと言えようが、ヒュームには名誉革命は、王位継承の正統性ないし伝統の観点からは言うまでもなく、多数者の合意の観点からも正当化できないことは、明らかであった。いかなる政治権力も究極的には被治者の合意としての世論に基礎をもたざるをえないというのが、ヒュームの認識であったが、政権が時々刻々変化する変革期にあっては、そのような合意に基づく政府という基本概念が直ちに適用できないことは、ヒュームには十分に明らかであった。

14) この点についてはわたしの田中〔1991〕第3章、とりわけ120-131ページを参照されたい。

流したのである。

したがってジャコバイト主義というものは、単なる古来の正統性の問題に尽きるわけではなかった。ヒュームはこうして過去の独立とともにあった伝統的権威への愛着という問題に改めて出会ったと言うべきであるが、このようなヒュームの経験を総括して、スミスはひとつの定式にまで議論を徹底したと言えるであろう。

したがって、ミラーは、ヒュームからではなく、スミスの遺産から出発することができた。スミスの道徳哲学の講筵に加わって育った弟子のミラーは、1761年からはスミスの同僚であった。したがって、今日知られているスミスのグラスゴウ法学講義のノートは1762～1763年、1763～1764年の学期のものであるから、それをそのまま聞けたというわけではなかったかもしれないが、しかしミラーは、スミスの説を詳細に知りうる立場にあったことは疑問の余地がない。ミラーはこうしてスミスの議論をつとに知り得たと思われるのであるが、それを改めて持ち出したのが、『英国統治史論』の遺稿においてであったということには、とりわけ1780年代末から90年代の大ブリテンの不穏な情勢が関係しているであろう。フランス革命がブリテンの急進派を刺激し、従来以上に激しい改革運動を生み出す一方、政治変動さらには変革、革命の波及を恐れたブリテン政府は、急進派の弾圧に乗り出していく。ミラーが改革派に属したことは言うまでもないが、しかし改革運動が過激化し無政府的になることには、ミラーは反対であった。その意味で、秩序ある変革をミラーは望んでいたように思われる。こうしてミラーは政治原理、統治原理としての権威の原理と功利の原理について、改めてスミス譲りの議論を展開して、その両者の意義を再確認したのである。ミラーは権威の原理から功利の原理へと政治原理が軸足と力点を移すことは、社会の民主化の結果、くい止めることはできないし、その必要もないと考えた。しかし、権威の原理は無用になるのではないとミラーは言う。秩序が尊重されるためには、権威の原理がなくてはならない。それはいわば重しとなって社会の安定のために有効性を発揮するというのである。

もちろん、この点はミラーにおける保守的要素と言うことも可能である。ミラーがグラスゴウ大学で対決したリードは保守派とされるが、そのリードもフランス革命に対しては当初は賛同したのであって、要素を取り上げれば、保守にも急進的要素があり、急進派にも保守的要素があるということは、矛盾とする必要もないであろう。ミラーはペインではなかったのである。

次に、稿を改めて、芸術と政治の関係をあつかった最終章を取り上げよう。

参考文献

- Millar, John [1803] *An Historical View of the English Government*, Vol. 4.
——— [MS. Gen. 289-291] *Lecture on Government*, 1787-88.
- Smith, Adam [TMS] *The Theory of Moral Sentiments*, Glasgow ed., Oxford U. P., 1976. (水田洋訳『道徳感情論』筑摩書房, 1973年)。
- 田中秀夫 [1991] 『スコットランド啓蒙思想史研究——文明社会と国制』名古屋大学出版会。
- [1997] 「権威の原理と功利の原理」『思想』897号。
- [1999] 『啓蒙と改革——ジョン・ミラー研究』名古屋大学出版会。